

## 第8期加茂市障がい者計画等策定業務に係る簡易公募型プロポーザル 実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「第8期加茂市障がい者計画」、「第8期加茂市障がい福祉計画」及び「第4期加茂市障がい児福祉計画」策定業務の受託候補者を、簡易公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

第8期加茂市障がい者計画等策定業務

#### (2) 業務内容

別紙「第8期加茂市障がい者計画等策定業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務の場所

加茂市幸町二丁目地内

#### (4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(ただし、業務完了後に受託者から書面による完了通知が提出され、委託者の検査に合格し、かつ成果品の納品が完了するまでの期間を含む。)

#### (5) 提案上限額

2,904,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なおこの金額を超える提案の場合は、内容にかかわらず無効とする。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項の規定に基づく国又は地方公共団体からの入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 加茂市暴力団排除条例(令和元年10月3日条例第18号)第2条第1号、第2号及び第3号に該当しない法人であること。
- (4) 加茂市物品・委託役務等入札参加資格者として名簿に登録されていること。

(5) 過去5年間(当該年度含まず)において、地方自治体が発注した同種業務又は類似業務の受注・完了実績があること。ただし、アンケート調査や印刷のみ等業務の一部の実績は認めない。

・同種業務の実績要件

全国における同種業務の実績が5件以上あること。なお、当該実績のうち新潟県内の実績を3件以上含むものとする。ただし、新潟県内における実績が5件以上ある場合は、この限りでない。

・同種業務の範囲

ア 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画の策定業務

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定業務

ウ 児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定業務

※これらの計画については、一体的に策定されたもの又は個別に策定されたもののいずれも対象とする。

・類似業務の実績要件

全国における同種業務の実績が5件以上あること。なお、当該実績のうち新潟県内の実績を3件以上含むものとする。ただし、新潟県内における実績が5件以上ある場合は、この限りでない。

・類似業務の範囲

ア 介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画の策定業務

イ 老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画の策定業務

ウ 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画の策定業務

エ 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定業務

オ 健康推進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画の策定業務

(6) 納税義務を有する税金(国税及び地方税)を滞納していないこと。

(7) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

(8) 企業として、プライバシーマーク(JIS Q 15001に適合した個人情報保護マネジメントシステムに基づく認証)等の認証を有していること。また、当該認証は契約期間中においても有効であること。

#### 4 スケジュール概要 ※事務の都合上、変更する場合があります。

手 続 等	時 期
公告及び質問受付開始日	令和8年5月12日(火)
質問提出期限	令和8年5月18日(月) 17時15分必着
質問の回答・公表	令和8年5月22日(金)

参加表明書等の提出期限	令和8年5月27日(水) 17時15分必着
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日(金) 17時15分必着
企画提案書の審査日	令和8年6月中旬頃
契約締結締結予定日	令和8年6月下旬頃

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

質問書(様式 11)に質問内容を記入のうえ、電子メールで提出すること。なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。

電話又はFAXによる質問は受け付けない。また、仕様書及び本要領に関する内容以外の質問は受け付けない。

### (2) 提出期限

令和8年5月 18 日(月) 17 時 15 分必着

### (3) 回答方法

回答は、回答受付後1週間以内に市ホームページへ公表する。

### (4) 提出先

加茂市健康福祉課障がい支援係(メール:fukushi@city.kamo.niigata.jp)

## 6 参加表明書等の提出

### (1) 提出先

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市健康福祉課障がい支援係 宛

### (2) 提出方法

提出先に持参又は郵送により提出すること。

#### ア 持参する場合

- 1 土日祝日を除く8時 30 分から 17 時 15 分までに持参すること。
- 2 事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこと。
- 3 提出時に内容等の説明は受け付けない。

#### イ 郵送する場合

- 1 書留郵便等により受領の記録が残る方法で郵送すること。
- 2 末尾記載の問合せ先に、送付した旨の電話連絡をすること。
- 3 委託者は、郵便事故等による遅延等の責任を負わない。

### (3) 提出期限

令和8年5月 27 日(水) 17 時 15 分必着。期限の延長は理由を問わず行わない。

### (4) 提出書類等

以下の書類を、紙媒体で各々1部提出すること。

持参する場合は事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこととし、郵送する場合は、末尾記載の問合せ先に送付した旨の電話連絡を行うこと。

	書類名称	様式	備考
1	参加表明書	様式1	
2	機密保持誓約書	様式2	
3	企業概要書・ 業務実績書	様式5	・3(5)に規定する業務実績を記載すること。 ※記載した実績については、当該契約書等業務内容のわかる書類の写しを提出すること。
4	業務実施体制表及び 業務担当経歴等調書	様式6	・業務の実施体制には、協力会社や再委託先等、本業務を遂行する予定の事業者を記入すること。ただし、印刷、製本、単純なデータ入力及び配送等、成果品の内容に直接関与しない業務を担う事業者については記載を要しない。 ・業務担当経歴等調書には、過去5年における主な業務実績をそれぞれ記入すること。
5	業務協力企業確認書	様式7	・印刷、製本、単純なデータ入力及び配送等、成果品の内容に直接関与しない業務を担う事業者については記載不要。
6	プロポーザルの提出 者に要求される資格 要件に係る申立書	様式8	・現に有効なプライバシーマーク等の認証登録証の写しを提出すること。 ・納税義務を有する税金に滞納がないことを証明する以下の書類の写しを提出すること(提出日前3か月以内に発行されたものに限る)。 ※1 所轄の税務署が発行する「その3の3 法人税と消費税及び地方消費税について、未納税額のない証明用」を添付 ※2 本店所在地(加茂市との契約を委任している支店等がある場合はその所在地)における市区町村税について、未納がないことを証明する書類
7	履行誓約書	様式9	

## 7 提案書等の提出

### (1) 提出先及び提出方法

#### 6 参加表明書等の提出 (1)及び(2)と同様

### (2) 提出期限

令和8年6月5日(金) 17時15分必着。

※ 提出期限後の書類の再提出・差し替え・追加提出等は認めない。ただし、企画提案書の内容確認のため、委託者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。なお、期限までに書類提出がなかった場合は、参加を辞退したものとする。

### (3) 提出書類等

以下の書類については、カラー印刷した紙媒体を8部提出すること。また電子データ一式をPDF形式により作成し、メール又はCD-ROMのいずれかの方法により提出すること。

持参する場合は事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこととし、郵送及びメールをする場合は、末尾記載の問合せ先に送付した旨の電話連絡を行うこと。

書類名称	様式	備考
1	プロポーザル提出書	様式4
2	プロポーザル企画提案書	様式10
3	参考見積書	

・企画提案書は原則A4両面印刷とし、書式及び枚数の規定は設けない。  
・企画提案書については、仕様内容を満たした内容とするが、企業独自の提案があれば併せて提案をすること。  
・複数の提案は認めない。  
・企画提案書の構成についての規定は設けないが、別紙「第8期加茂市障がい者計画等策定業務委託仕様書」に定める業務内容への対応方法等がうかがえる提案書とすること。また、計画策定までのスケジュールについても記載をすること。  
・任意様式とするが、見積内訳書を含むこと。

## 8 契約候補者の決定方法

### (1) 優先交渉権者の選定

本要領により審査・評価した結果に基づき、次により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、審査・評価は提出された書類で行うものとし、プレゼンテーションは行わない。

ア 提案の審査は、評価項目ごとに点数を付して行う。なお、評価項目ごとの点数は、第8期加茂市障がい者計画等策定業務委託 簡易公募型プロポーザル方式における審査基準(以下、「審査基準」という。)に基づき算出する。

イ 点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決定する。

ウ 審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、総得点が多い参加者を候補者とする。

エ 応募が1社であっても審査し、適否を判断する。

### (2) 評価項目

企画提案書等の審査にあたっては、審査基準に基づく項目により実施する。

## 9 審査結果の公表及び通知

このプロポーザルの審査結果については、本市公式ウェブサイトにて公表するとともに、全提案者に書面で結果を通知する。

## 10 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出後の記載内容の追加・修正・変更はできない。
- (3) 提出された提案書は、審査目的の範囲内で複製・使用することができるものとする。

## 11 失格

以下のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合。
- (3) 複数の提出書類(提案書等)を提出した場合。
- (4) 見積書の金額に消費税を含めた金額が、提案上限額を超える場合。
- (5) その他失格とするに足る事実が明らかとなった場合。
- (6) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けた場合。

## 12 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、加茂市の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (3) 提出された書類全ての作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書又はプロポーザルの提出後、参加を辞退する場合は、速やかに提案辞退届(様式3)により、**6 参加表明書等の提出(1)**に記載の提出先へ通知をすること。なお、持参する場合は、事前に末尾記載の問合せ先に電話連絡を行うこととし、郵送をする場合は、末尾記載の問合せ先に送付した旨の電話連絡を行うこと。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た加茂市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄をすること。
- (6) 本公募の関係者に対し、提案期間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (7) 提案書等の内容について疑義があるときには、問い合わせする場合がある。
- (8) 業務に従事する者として届け出た担当職員は、病気、退職その他やむを得ない事情がある場合を除き、変更できないものとする。
- (9) 参加申込者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。

### 13 問合せ先及び各種書類の提出先(メール以外は土曜日、日曜日及び祝日を除く)

	項目	内容
1	郵便番号	959-1392
2	住所	加茂市幸町2丁目3番5号
3	担当	加茂市健康福祉課障がい支援係
4	電話	0256-52-0080
5	FAX	0256-52-0285
6	e-mail	fukushi@city.kamo.niigata.jp